

高齢者虐待の防止のための指針

多気町地域包括支援センター

1. 基本的な考え方

多気町地域包括支援センターは、高齢者虐待が人権侵害であると認識し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の理念に基づき、高齢者の権利擁護に資することを目的に本指針を作成し、全ての職員は高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見・早期対応に努めることとする。

2. 虐待の定義

本指針において虐待とは次の行為をいう。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

(5) 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

3. 虐待防止検討委員会

(1) 多気町地域包括支援センターは、高齢者虐待の防止および早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止検討委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

(2) 委員会の委員長は管理者が務め、委員長は虐待防止責任者となる。

(3) 虐待対応担当者は社会福祉士が務める。

(4) 委員は、地域包括支援センター職員で構成する。また必要に応じ、委員長が選任した者を委員に追加することができる。

(5) 委員会は各年度 1 回以上、委員長の招集により開催する。なお、委員会
は必要に応じてテレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(6) 委員会の検討事項は次の通りとする。

ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

エ 虐待または虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という）について、職
員が相談・報告および適切に対応できる体制整備に関すること

オ 職員が高齢者虐待を把握した場合に、町への報告が迅速かつ適切に行わ
れるための方法に関すること

カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実
な防止策に関すること

キ 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待の防止に関する基礎的内容等
の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防
止の徹底を図る内容とする。

(2) 研修は年 1 回以上実施する。また、研修参加者は地域包括支援センター
職員に限定せず、町内の介護保険サービス事業所等における虐待対応担当者も
参加可能とする。

(3) 研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、保
存する。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 虐待等が発生した場合には、速やかに地域包括支援センター内で共有する
とともに、必要に応じて事実確認を行う。

(2) 緊急性の高い事案の場合は、町関係部署および警察等の協力を仰ぎ、被虐
待者の権利と生命の保全を最優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

(1) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、速やかに地域包括支援セ
ンター内で共有し、解決に努める。

(2) 地域包括支援センター内で虐待等に気づいた職員は虐待防止責任者、もし
くは虐待対応担当者に報告し、速やかな解決につなげられるよう努める。

(3) 地域包括支援センター内における高齢者虐待は、外部から把握されにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

(4) 地域包括支援センター内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて高齢者虐待対応を実施する。

(5) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。

(6) 虐待が発生した場合の対応については、『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(厚生労働省老健局)』に沿って対応する。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者およびその家族等に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報提供し、必要に応じて相談対応を行う。または、必要に応じて町の関係窓口や社会福祉協議会を案内する等の支援を行うこととする。

8. 虐待等に係る苦情の解決

(1) 虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた職員は内容を管理者に報告する。

(2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

9. 指針の公表

本指針は常時閲覧可能とし、執務室に備え付けるほか、町ホームページにも掲載する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

虐待防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。